

下閉伊郡川井村の宮古市編入に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成21年10月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第47号

下閉伊郡川井村の宮古市編入に伴う関係条例の整備に関する条例

(警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第1条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年岩手県条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
(名称、位置及び管轄区域) 第2条 前条に規定する警察署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。	(名称、位置及び管轄区域) 第2条 前条に規定する警察署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。																								
<table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th><th>管轄区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>岩手県宮古警察署</td><td>[略]</td><td>宮古市 下閉伊郡のうち山田町、川井村</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	管轄区域	[略]			岩手県宮古警察署	[略]	宮古市 下閉伊郡のうち山田町、川井村	[略]			<table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th><th>管轄区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>岩手県宮古警察署</td><td>[略]</td><td>宮古市 下閉伊郡のうち山田町</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	管轄区域	[略]			岩手県宮古警察署	[略]	宮古市 下閉伊郡のうち山田町	[略]		
名 称	位 置	管轄区域																							
[略]																									
岩手県宮古警察署	[略]	宮古市 下閉伊郡のうち山田町、川井村																							
[略]																									
名 称	位 置	管轄区域																							
[略]																									
岩手県宮古警察署	[略]	宮古市 下閉伊郡のうち山田町																							
[略]																									
備考 改正部分は、下線の部分である。																									

(漁業取締事務所設置条例の一部改正)

第2条 漁業取締事務所設置条例(昭和54年岩手県条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
(名称、位置及び所管区域) 第2条 漁業取締事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。	(名称、位置及び所管区域) 第2条 漁業取締事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。												
<table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th><th>所管区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>岩手県漁業取締事務所</td><td>[略]</td><td>宮古市 大船渡市 久慈市 陸前高田市 釜石市 上閉伊郡 下閉伊郡(川井村を除く。) 九戸郡の</td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	所管区域	岩手県漁業取締事務所	[略]	宮古市 大船渡市 久慈市 陸前高田市 釜石市 上閉伊郡 下閉伊郡(川井村を除く。) 九戸郡の	<table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th><th>所管区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>岩手県漁業取締事務所</td><td>[略]</td><td>宮古市 大船渡市 久慈市 陸前高田市 釜石市 上閉伊郡 下閉伊郡 九戸郡のうち洋野町及び野</td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	所管区域	岩手県漁業取締事務所	[略]	宮古市 大船渡市 久慈市 陸前高田市 釜石市 上閉伊郡 下閉伊郡 九戸郡のうち洋野町及び野
名 称	位 置	所管区域											
岩手県漁業取締事務所	[略]	宮古市 大船渡市 久慈市 陸前高田市 釜石市 上閉伊郡 下閉伊郡(川井村を除く。) 九戸郡の											
名 称	位 置	所管区域											
岩手県漁業取締事務所	[略]	宮古市 大船渡市 久慈市 陸前高田市 釜石市 上閉伊郡 下閉伊郡 九戸郡のうち洋野町及び野											

	うち洋野町及び野田村
	田村

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第3条 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第2（第3条関係）	別表第2（第3条関係）
[略]	[略]
2の5 栄養士法（昭和22年法律第245号）及び栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）に基づく栄養士免許証に係る申請書等の受理及び栄養士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	2の5 栄養士法（昭和22年法律第245号）及び栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）に基づく栄養士免許証に係る申請書等の受理及び栄養士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの
盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、西和賀町、藤沢町、山田町、岩泉町、 <u>田野畑村</u> 、 <u>普代村</u> 及び <u>川井村</u>	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、西和賀町、藤沢町、山田町、岩泉町、 <u>田野畑村</u> 及び <u>普代村</u>
2の6 栄養士法及び栄養士法施行令に基づく管理栄養士免許証に係る申請書等の受理及び管理栄養士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	2の6 栄養士法及び栄養士法施行令に基づく管理栄養士免許証に係る申請書等の受理及び管理栄養士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの
盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、西和賀町、藤沢町、山田町、岩泉町、 <u>田野畑村</u> 、 <u>普代村</u> 及び <u>川井村</u>	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、西和賀町、藤沢町、山田町、岩泉町、 <u>田野畑村</u> 及び <u>普代村</u>
[略]	[略]
2の10 医師法（昭和23年法律第201号）及び医師法施行令（昭和28年政令第382号）に基づく医師免許証に係る申請書等の受理及び医師免許証の交付に関する	2の10 医師法（昭和23年法律第201号）及び医師法施行令（昭和28年政令第382号）に基づく医師免許証に係る申請書等の受理及び医師免許証の交付に関する
盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、

事務で規則で定めるもの	西和賀町、藤沢町、山田町、 岩泉町、田野畑村、 <u>普代村</u> <u>及び川井村</u>
2の11 歯科医師法（昭和23年法律第202号）及び歯科医師法施行令（昭和28年政令第383号）に基づく歯科医師免許証に係る申請書等の受理及び歯科医師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、 遠野市、陸前高田市、二戸市、 八幡平市、奥州市、雫石町、 葛巻町、岩手町、滝沢村、 西和賀町、藤沢町、山田町、 岩泉町、田野畑村、 <u>普代村</u> <u>及び川井村</u>
[略]	
2の13 保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）に基づく保健師免許証、助産師免許証及び看護師免許証に係る申請書等の受理並びに保健師免許証、助産師免許証及び看護師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、 遠野市、陸前高田市、二戸市、 八幡平市、奥州市、雫石町、 葛巻町、岩手町、滝沢村、 西和賀町、藤沢町、山田町、 岩泉町、田野畑村、 <u>普代村</u> <u>及び川井村</u>
2の14 保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師法施行令に基づく准看護師免許証に係る申請書等の受理及び准看護師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、 遠野市、陸前高田市、二戸市、 八幡平市、奥州市、雫石町、 葛巻町、岩手町、滝沢村、 西和賀町、藤沢町、山田町、 岩泉町、田野畑村、 <u>普代村</u> <u>及び川井村</u>
[略]	
4 漁業法（昭和24年法律第267号）及び	市町村（宮古市、大船渡市、

事務で規則で定めるもの	西和賀町、藤沢町、山田町、 岩泉町、田野畑村 <u>及び</u> 普代村
2の11 歯科医師法（昭和23年法律第202号）及び歯科医師法施行令（昭和28年政令第383号）に基づく歯科医師免許証に係る申請書等の受理及び歯科医師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、 遠野市、陸前高田市、二戸市、 八幡平市、奥州市、雫石町、 葛巻町、岩手町、滝沢村、 西和賀町、藤沢町、山田町、 岩泉町、田野畑村 <u>及び</u> 普代村
[略]	
2の13 保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）に基づく保健師免許証、助産師免許証及び看護師免許証に係る申請書等の受理並びに保健師免許証、助産師免許証及び看護師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、 遠野市、陸前高田市、二戸市、 八幡平市、奥州市、雫石町、 葛巻町、岩手町、滝沢村、 西和賀町、藤沢町、山田町、 岩泉町、田野畑村 <u>及び</u> 普代村
2の14 保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師法施行令に基づく准看護師免許証に係る申請書等の受理及び准看護師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、 遠野市、陸前高田市、二戸市、 八幡平市、奥州市、雫石町、 葛巻町、岩手町、滝沢村、 西和賀町、藤沢町、山田町、 岩泉町、田野畑村 <u>及び</u> 普代村
[略]	
4 漁業法（昭和24年法律第267号）及び	市町村（宮古市、大船渡市、

水産資源保護法（昭和26年法律第313号）に基づく水産動植物の採捕又は移植に係る申請、届出その他の書類の受理に関する事務で規則で定めるもの	久慈市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、 <u>川井村</u> 、野田村及び洋野町を除く。）
---	---

[略]

6の9 診療放射線技師法及び診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号）に基づく診療放射線技師免許証に係る申請書等の受理及び診療放射線技師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、西和賀町、藤沢町、山田町、岩泉町、田野畑村、 <u>普代村及び川井村</u>
---	--

[略]

6の12 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（規則で定める場合を除く。） (1)～(12) [略]	市町村（盛岡市、雫石町、滝沢村、紫波町、矢巾町、岩泉町、 <u>田野畑村及び川井村</u> を除く。）
--	---

[略]

11の3 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）及び歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号）に基づく歯科技工士免許証に係る申請書等の受理及び歯科技工士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、西和賀町、藤沢町、山田町、岩泉町、田野畑村、 <u>普代村及び川井村</u>
--	--

水産資源保護法（昭和26年法律第313号）に基づく水産動植物の採捕又は移植に係る申請、届出その他の書類の受理に関する事務で規則で定めるもの	久慈市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町を除く。）
---	--

[略]

6の9 診療放射線技師法及び診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号）に基づく診療放射線技師免許証に係る申請書等の受理及び診療放射線技師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、西和賀町、藤沢町、山田町、岩泉町、田野畑村 <u>及び普代村</u>
---	--

[略]

6の12 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（規則で定める場合を除く。） (1)～(12) [略]	市町村（盛岡市、雫石町、滝沢村、紫波町、矢巾町、岩泉町 <u>及び田野畑村</u> を除く。）
--	---

[略]

11の3 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）及び歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号）に基づく歯科技工士免許証に係る申請書等の受理及び歯科技工士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、西和賀町、藤沢町、山田町、岩泉町、田野畑村 <u>及び普代村</u>
--	--

[略]	
14の7 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第39号)、臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和33年政令第226号)及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成18年政令第70号)附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令に基づく臨床検査技師免許証及び衛生検査技師免許証に係る申請書等の受理並びに臨床検査技師免許証及び衛生検査技師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、西和賀町、藤沢町、山田町、岩泉町、田野畑村、 <u>普代村</u> 及び <u>川井村</u>
14の8 調理師法(昭和33年法律第147号)及び調理師法施行令(昭和33年政令第303号)に基づく調理師免許証に係る申請書等の受理及び調理師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、西和賀町、藤沢町、山田町、岩泉町、田野畑村、 <u>普代村</u> 及び <u>川井村</u>
[略]	
17の3 薬剤師法(昭和35年法律第146号)	盛岡市、宮古市、大船渡市、

[略]	
14の7 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第39号)、臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和33年政令第226号)及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成18年政令第70号)附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令に基づく臨床検査技師免許証及び衛生検査技師免許証に係る申請書等の受理並びに臨床検査技師免許証及び衛生検査技師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、西和賀町、藤沢町、山田町、岩泉町、田野畑村 <u>及び</u> 普代村
14の8 調理師法(昭和33年法律第147号)及び調理師法施行令(昭和33年政令第303号)に基づく調理師免許証に係る申請書等の受理及び調理師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、西和賀町、藤沢町、山田町、岩泉町、田野畑村 <u>及び</u> 普代村
[略]	
17の3 薬剤師法(昭和35年法律第146号)	盛岡市、宮古市、大船渡市、

）及び薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号）に基づく薬剤師免許証に係る申請書等の受理及び薬剤師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、西和賀町、藤沢町、山田町、岩泉町、田野畑村、 <u>普代村及び川井村</u>
---	---

[略]

19 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）及び理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年政令第327号）に基づく理学療法士免許証及び作業療法士免許証に係る申請書等の受理並びに理学療法士免許証及び作業療法士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、西和賀町、藤沢町、山田町、岩泉町、田野畑村、 <u>普代村及び川井村</u>
---	--

[略]

20の2 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）及び製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）に基づく製菓衛生師免許証に係る申請書等の受理及び製菓衛生師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、西和賀町、藤沢町、山田町、岩泉町、田野畑村、 <u>普代村及び川井村</u>
--	--

[略]

23の3 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）及び視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号）に基づく視能訓練士免	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町
---	---

）及び薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号）に基づく薬剤師免許証に係る申請書等の受理及び薬剤師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、西和賀町、藤沢町、山田町、岩泉町、田野畑村 <u>及び普代村</u>
---	---

[略]

19 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）及び理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年政令第327号）に基づく理学療法士免許証及び作業療法士免許証に係る申請書等の受理並びに理学療法士免許証及び作業療法士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、西和賀町、藤沢町、山田町、岩泉町、田野畑村 <u>及び普代村</u>
---	--

[略]

20の2 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）及び製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）に基づく製菓衛生師免許証に係る申請書等の受理及び製菓衛生師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、西和賀町、藤沢町、山田町、岩泉町、田野畑村 <u>及び普代村</u>
--	--

[略]

23の3 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）及び視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号）に基づく視能訓練士免	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町
---	---

許証に係る申請書等の受理及び視能訓練士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	、葛巻町、岩手町、滝沢村、西和賀町、藤沢町、山田町、岩泉町、 <u>田野畑村</u> 、 <u>普代村</u> 及び <u>川井村</u>	許証に係る申請書等の受理及び視能訓練士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	、葛巻町、岩手町、滝沢村、西和賀町、藤沢町、山田町、岩泉町、 <u>田野畑村</u> 及び <u>普代村</u>
[略]		[略]	
28 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（導入計画に係る農地が他の市町村の区域にわたるものを除く。） (1)～(4) [略]	盛岡市、一関市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、矢巾町、 <u>西和賀町</u> 及び <u>川井村</u>	28 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（導入計画に係る農地が他の市町村の区域にわたるものを除く。） (1)～(4) [略]	盛岡市、一関市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、矢巾町及び <u>西和賀町</u>
[略]		[略]	
36の9 岩手県収入証紙条例(昭和39年岩手県条例第39号)第8条の規定に基づく岩手県収入証紙の取扱いに関する事務で規則で定めるもの	市町村（盛岡市、雫石町、滝沢村、紫波町、矢巾町、岩泉町、 <u>田野畑村</u> 及び <u>川井村</u> を除く。）	36の9 岩手県収入証紙条例(昭和39年岩手県条例第39号)第8条の規定に基づく岩手県収入証紙の取扱いに関する事務で規則で定めるもの	市町村（盛岡市、雫石町、滝沢村、紫波町、矢巾町、岩泉町及び <u>田野畑村</u> を除く。）
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

- この条例は、平成22年1月1日から施行する。
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旅券法（昭和26年法律第267号）の規定により知事に対してされた申請その他の行為に係る事務（岩手県収入証紙の取扱いに関するものを含む。）については、第3条の規定による改正後の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第2の6の12の項及び36の9の項の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。
- 施行日前に持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）の規定により川井村長に対してされた認定の申請に係る事務については、改正後の条例別表第2の28の項の規定にかかわらず、宮古市長が管理し、及び執行する。